

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) 外4名

被告 国

意見陳述書

2022年(令和4年)6月23日

福岡地方裁判所第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 緒方枝里

1 はじめに

私はいま、強い怒りと大きな決意をもって、ここに立っています。

ご存知の通り、6月20日、本件と同じように、同性間での婚姻を認めていない現行の法律(民法及び戸籍法)の違憲性を訴えた「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟で、大阪地方裁判所は、現行の法律は合憲であると判断し、原告らの請求を棄却する判決を下しました。

共にたたかう九州訴訟の弁護団の一人として、到底納得できるものではありません。

2 裁判所の判断の影響

昨年3月17日の札幌地裁判決のときも同様でしたが、今回の大阪地裁判決に対するマスコミの注目度は相当高く、14時に判決の言渡しがあつた直後から、報道各社の速報が繰り返し流れ、テレビ、新聞、インターネットのニュース、様々な媒体で報道され、SNSでも大きな話題となりました。

「同性婚認めぬ規定『合憲』」、「初の合憲判断」など、今回の見出しに並んだのは、「合憲」の二文字。

先ほど意見陳述をされたこうすけさんと同じように、期待と不安を胸にその判決を待っていた当事者はもちろん、裁判をしていることを知らなかった

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

人たちにも、大阪地裁が同性婚を認めていない現在の法制度を合憲と判断したという事実は、広く世間に知れ渡りました。

3 裁判所の判決はどのようなメッセージとして受け止められるか

私たちは、これまでの裁判の中で、異性カップルに認められる婚姻を同性カップルには認めないという法制度になっていること自体が、同性カップルに対しては正統性を与えないという地位の格下げを意味するメッセージを送っている、つまり、「同性カップルを異性カップルに比べて劣るものとする観念」や「同性カップルに対する差別意識」等を社会に植え付けることになること、そして作られた同性愛者等に対する社会的差別・偏見が、同性愛者等の尊厳を深く傷つけていることを主張してきました。

裁判所は人権の砦と言われます。そして、裁判所の判決というのは、先に述べたように社会的に大きな影響力を持っています。

ただでさえ同性愛者等に対する負のメッセージ性をもつ現在の法制度に対し、裁判所がどう判断するのか、大きな注目が集まるのは必然ですし、その裁判所の判断それ自体も、同性愛者等に対してはもちろん、社会全体に対しても強いメッセージを与えるものです。

先の札幌地裁判決は、同性カップルに婚姻を認めていない現在の法制度は憲法14条の法の下での平等に違反するとして、初の違憲判断を示しました。これは、同性カップルも異性愛者、異性カップルと同じように尊重されるべき存在であるという同性愛者等の存在を肯定するメッセージであり、原告をはじめとする多くの当事者が、この札幌地裁判決に勇気づけられたと語っています。

一方で、現在の法制度に「合憲」であるとお墨付きを与えてしまった大阪地裁判決は、それ自体が、同性愛者等を異性愛者に比べて劣るものという烙印を押し、同性愛者等に対する社会的差別・偏見を助長するようなメッセージとなっています。一個人から差別的な言動を受けたというレベルではなく、国の機関であり、人権の砦と言われる裁判所から、「同性愛者等であるあなた

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

は同性愛者よりも劣った存在であり、同性愛者と同じように尊重されなくても構わない」というメッセージを受け取った当事者の気持ちを想像してみてください。

現に、先ほど意見陳述をした原告のこうすけさんが「法の下での平等は同性愛者には関係ないの?」、「大阪地裁の合憲判決でたくさんの方が悲しみの涙を流しました。将来を悲観し、人生の希望を失う人もいます。」と語っておられたように、多くの当事者が、判決に対する怒りや落胆を感じ、「わたしたち、家族の存在を否定されたような気持ち」(九州原告ココさん、ミコさん)、「同性パートナーにとってこの社会は、いつまで経っても真の平等ではなく、そして選択肢すらない状況がまだ続くのかと思うと憂鬱になります」(東京原告大江千束さん、小川葉子さん)等と、今回の大阪地裁判決によって、尊厳を傷つけられた心情を語っておられます。

さらに、大阪地裁判決のメッセージは、同性愛者等に対して偏見を持っている人、無関心な人にも影響を与えてしまったのではないかと危惧します。インターネットのニュースサイトのコメント欄等には、同性愛者等に対する心無いコメントや同性婚を実現するには憲法改正が必要という明らかな誤解に基づくコメントが溢れており、大阪地裁判決はそのような差別的な言説に力を貸してしまったと言わざるを得ません。判決では「差別や偏見の真の意味での解消は、むしろ民主的過程における自由な議論を経た上で制度が構築されることによって実現されるものと考えられる。」と言っていますが、今回の判決によって、かえって同性愛者等への差別・偏見が助長され、民主的な過程を経た制度構築の実現性はますます遠ざかりました。

4 この裁判の社会的意義と裁判所に求めること

さて、私たち九州訴訟も尋問を次回期日に控え、判決の日もそう遠くないところにきています。

大阪地裁判決は到底納得できるものではありませんでしたが、私たちは諦めません。この裁判は、同性婚を認めないという憲法に違反する法制度を変

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

え、原告らと同様の立場にあるすべての人々の困難の解消と尊厳の回復がなされることを求めるものです。この九州訴訟で出される福岡地裁判決を、同性愛者等に対する社会的差別・偏見を解消し、同性愛者等の尊厳が当たり前に尊重される社会を実現するための第一歩としたいと考えています。

裁判所におかれましては、大阪地裁判決を反面教師として、原告をはじめとする当事者の声に真摯に耳を傾けてください。次回の尋問期日は、その絶好の機会となります。

そして、同性愛者等に対する社会的差別・偏見、当事者の直面している様々な困難の実態をふまえ、同性愛者等の当事者、そして社会全体に対し、人権の砦たる裁判所としてどのようなメッセージを発すべきなのか、その影響力を十分に考慮した上で、審理に臨んでいただきますようお願いいたします。

以上